

第四北越証券の「らくらく口座振替サービス」について

第四北越証券株式会社

1. サービス内容

「らくらく口座振替サービス」(以下、「本サービス」といいます。)とは、当社がお客さまより電話等でお振替の依頼を受け、当社提携金融機関である第四北越銀行のお客さま預金口座(以下、「預金口座」といいます。)から、当社の証券総合取引口座へ資金移動を行う入金サービスをいいます。

2. ご利用条件

- (1) 当社の証券総合取引口座を開設されていること。
- (2) 「らくらく口座振替サービス」をお申しいただき、所定の手続きが完了していること。
- (3) 本サービスをご利用いただく預金口座が、第四北越銀行の普通預金または当座預金口座であること。加えて、当社にお届出いただいた金銭振込先指定口座と同一の預金口座であること。
- (4) 預金口座から振替時において、預金口座に必要な残高があること。

3. 振替内容

- (1) ご依頼のあった当日に、原則、お振替いたします。
- (2) お振替金額は、ご依頼のあった金額といたします。
- (3) お振替金額の上限は当社の定める金額とします。

4. 手数料

本サービスの取扱手数料は無料です。

5. その他

- (1) 本サービスでご利用いただける預金口座は1口座といたします。
- (2) 「らくらく口座振替サービス」をお申込後、お取扱開始まで数日程度かかります。
- (3) 預金口座の残高不足等によりお振替ができなかった場合、必要に応じて、お客さまご自身で当社指定口座へお振込手続きを行っていただく場合があります。
- (4) 本サービスを利用し、お客さまの預金口座へのお支払いを行う場合があります。
- (5) 預金口座等届出事項に変更があったときは、直ちに所定の書面により当社へお届けください。
- (6) 本サービスを解約するときは、所定の書面により当社へお届けください。

預金口座振替規定(第四北越銀行)

1. 第四北越銀行に口座振替データが送付されたときは、私に通知することなく、振替金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の払出しはしません。
2. 振替日において振替金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、口座振替データを返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から第四北越銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等の事由があるときは、とくに申出をしない限り、第四北越銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、第四北越銀行の責による場合を除き、第四北越銀行には迷惑をかけません。

以上